

景観計画の届出は郵送でも受け付けています

川口市では平成19年に「川口市景観計画」を策定し、届出対象行為に該当する場合は、着工の30日前までの届出が必要となっております。

届出書の提出については、窓口のみでの提出に限らず、郵送でも受付を行っております。

特に、建売分譲等の多棟現場や複数件まとめた届出については、内容の確認に時間を要する為、郵送での提出を推奨しております。

郵送での届出に必要な書類は次のものです。

①届出書（正副1部ずつ、合計2部）

②必要添付書類（正副1部ずつ、合計2部）

- ・付近見取図
- ・配置図
- ・立面図（高さ寸法、各部位のマンセル値が明示されたもの）
※敷地内に建築物が複数ある場合は、すべての立面図が必要です。
- ・現況図
- ・周辺状況写真
- ・その他（必要に応じて、緑地計画図や求積図等）
- ・委任状（届出書の提出を本人以外が行う場合）

③副本返信用封筒（切手を貼ったもの）

郵送先

〒332-8601

埼玉県川口市青木2-1-1

川口市役所 都市計画課 計画推進係 宛

なお、届出の様式等は川口市ホームページよりダウンロードして下さい。

提出書類に不備や不明点があった場合、確認のご連絡をさせていただくことがありますので、ご担当者様のご連絡先の明示も併せてお願いいたします。

また、メールでの事前相談も受け付けておりますので、不明点がありましたら、下記アドレスまで資料をお送りいただき、ご相談ください。

メールアドレス：120.02010@city.kawaguchi.saitama.jp

【問い合わせ先】

都市計画課 計画推進係

電話 048-242-6333（直通）